

宜基涉第26号
令和5年4月26日

内閣官房長官
松野 博一 殿

宜野湾市長 松川 正則

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還及び速やかな運用停止の実現並びに基地跡地利用の推進について（要請）

貴職におかれましては、本市はもとより沖縄県における基地問題解決に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

本市における過重な基地負担は、普天間飛行場の全面返還合意から27年が経過した今なお解消されておらず、昨年度は302件もの苦情が本市に寄せられており、夜間騒音をはじめ、騒音被害を訴える市民からの切実な声が日々届いております。

また、依然として、同飛行場周辺の湧水等において、環境省が定めたPFOS及びPFOAの暫定指針値を超過している地点が確認されており、市民の不安が無くなることはありません。

2013年の統合計画では、同飛行場の返還時期について、2022年度又はその後と示される中、未だ返還期日の見通しが立っておらず、本市の未来あるまちづくりにも懸念が残っておりますが、跡地利用計画策定に向けて、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）/2022年7月策定 沖縄県・宜野湾市」に基づき、行程計画を更新・実行し、計画内容の具体的な取り組みを加速させていきたいところです。

つきましては、市民の生命・財産を守り、未来あるまちづくりを進める宜野湾市長として、下記のとおり強く要請いたします。

記

一．普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、あらゆる方策を講じ、一日も早い閉鎖・返還と返還までの間の危険性の除去及び基地負担軽減を、最重要課題として目に見える形で取り組み、早期に返還期日を確定するとともに、速やかな運用停止を実現するため、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会における協議を重ね、具体的な負担軽減策に向けた検討に取り組むこと

- 一. 日米両政府で合意されている「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に遵守するとともに、夜間 10 時以降の飛行及び地上での活動は実施せず、それ以外の時間帯においても住宅地上空における旋回飛行訓練を行わないこと、さらに市民生活に甚大な影響を及ぼすジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来を禁止することなど、市民生活に最大限配慮するよう米側へ強く申し入れること
- 一. 普天間飛行場返還から跡地利用に至るまでの所要額については、返還前に、150 億円規模（市の公共用地の先行取得費用）、返還後は、5,000 億円規模（民間含む大規模跡地開発費用）と見込まれているが、一日も早い跡地利用が沖縄振興に資することから、財源不足によって開発等が滞ることのないよう国主導による積極的な財政支援に取り組むこと
- 一. 跡地利用計画の核となる、100ha 以上の大規模公園（普天間公園（仮称））の整備等については、鉄軌道や主要幹線道路に加え、国家プロジェクトとして、国営公園等を推進するなど、普天間飛行場の跡地利用について、返還前の早い段階から、国として十分な支援を行うこと
- 一. 普天間飛行場周辺において、高濃度の PFOS 等が検出されている状況に鑑み、同飛行場における PFOS 等に関する立入調査の実現及び市民の不安を払拭するための方策を検討すること